

もうさわ 両澤会計だより

税理士法人 両澤

代表税理士 小林政昭 税理士 竹花節夫

編集発行人 事務長 両澤透

〒384-2202 長野県佐久市望月285番地1

TEL: 0267(53)2400 FAX: 0267(53)5514

<http://moro.zei-mu.jp> e-mail: morosawa@sas.janis.or.jp



椿

掲載 令和7年分 年末調整のポイント

12月	2025 (令和7年) 師走 -DECEMBER-
-----	------------------------------

日	.	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	.
金	5	19	.
土	6	20	.
日	7	21	.
月	8	22	.
火	9	23	.
水	10	24	.
木	11	25	.
金	12	26	.
土	13	27	.

12月の税務と労務

国税 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国税 給与所得者の次の申告書の提出

- 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- 保険料控除申告書
- 住宅借入金等特別控除申告書

今年最後の給与を支払う前日

国税 11月分源泉所得税の納付

12月10日

国税 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月5日

国税 4月決算法人の中間申告

1月5日

国税 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 1月5日

地方税 固定資産税(都市計画税)

第3期分の納付 市町村の条例で定める日

労務 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

ワンポイント GビズID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証システム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログインすることが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

令和7年分 年末調整のポイント



今年も年末調整の時期が近づいてきました。今年は、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われています。扶養親族等の所得要件の改正や、令和8年1月以後の源泉徴収事務に変更がありますので、注意したいポイントを確認します。

年末調整の流れ

年末調整の基本的な流れを次頁図に示します。

まず、社員に対して令和7年中に毎月支払った給与や賞与（以下「給与等」）と、天引きした社会保険料や源泉徴収税額を集計します。

給与所得控除後の給与等の金額を計算した後、社員から提出された各種申告書の内容を基に、所得控除の

額（下表1参照）と課税所得金額を計算します。課税所得金額に所得税率を乗じて年調所得税額を算出し、さらに年調所得税額に102.1%を乗じて年調年税額を計算します。

年調年税額と1年間の源泉徴収税額を比較し、過不足額の精算を行います。

基礎控除・給与所得控除の見直し

基礎控除は従来、合計所得金額が2,400万円以下の場合は一律で48万円で、2,400万円超2,500万円以下の場合は段階的に控除額が減少し、2,500万円超の場合は適用がありませんでした。これが次頁表2のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。なお、非居住者は控除額が異なりますので、ご注意ください。

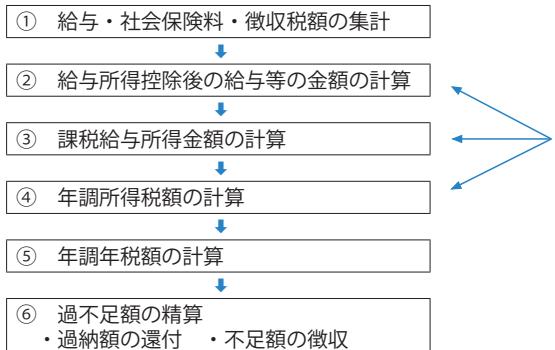
基礎控除の改正に伴い、扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子・配偶者特別控除の対象となる配偶者・勤労学生の所得要件も改正されていますので、ご注意ください。

給与所得控除については、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。今回の年末調整では、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて計算を進めることになります。

表1 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療：最高4万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用（最高5万円）を受けることができます。
地震保険料控除	○	地震：最高5万円 旧長期損害：最高1万5千円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般的控除対象配偶者：最高38万円 老人控除対象配偶者：最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般的控除対象扶養親族 (H22.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) 38万円 (2) 特定扶養親族 (H15.1.2～H19.1.1生まれ) 63万円 (3) 老入扶養親族 (S31.1.1以前生まれ) 同居老親等以外：48万円 同居老親等：58万円
特定親族特別控除	○	最高63万円（表3参照）
基礎控除	○	最高95万円（表2参照）
雑損控除／医療費控除	×	—
寄附金控除	×	（注）ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

図 年末調整の流れ



各種申告書の受理と内容確認

- (1) 扶養控除等(異動)申告書
- (2) 基礎控除申告書
- (3) 配偶者控除等申告書
- (4) 特定親族特別控除申告書
- (5) 所得金額調整控除申告書
- (6) 保険料控除申告書
- (7) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(2)～(5)は
1枚の用紙です

特定親族特別控除の創設

令和7年度の税制改正で、居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円（下表3参照）を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。ただしこの場合の親族は、里子を含み、配偶者や青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます（以下同じ）。また、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は特定親族特別控除の対象ではなく、扶養控除の対象になります。

表2 令和7・8年分の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超	336万円以下
336万円超	489万円以下
489万円超	655万円以下
655万円超	2,350万円以下
2,350万円超	2,400万円以下
2,400万円超	2,450万円以下
2,450万円超	2,500万円以下
2,500万円超	0円(適用なし)

（注）1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人は、年末調整の対象ではありません。

令和8年1月以後の事務

令和7年分までの扶養控除等申告書には、控除対象扶養親族を記載することになっていました。特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、源泉控除対象親族を記載することとされました。源泉控除対象親族とは、①控除対象扶養親族、又は、②居住者と生計を一にする親族のうち年齢が19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人の、のいずれかに該当する人をいいます。扶養親族の数は、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の数を基に算定します。

また、源泉徴収税額表が改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和8年分源泉徴収税額表を使用して、源泉徴収税額を求めます。

表3 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

12月の労務 ピックアップ

冬季の転倒災害に対する備え

冬季は、積雪や路面の凍結などにより全国的に転倒災害が多く発生する傾向があります。業務上・通勤途中の転倒災害を避けるため、事業場では次のような対策を講じておくとよいでしょう。

- 凍結危険箇所の把握…凍結しやすい駐車場、屋外通路、建物出入口など
- 凍結危険箇所の見える化…把握した危険箇所の案内表示など

- 通勤、帰宅への配慮…天候に応じて勤務時間を弾力的に変更するなど
- 転倒防止マットの設置…降雪時に、雪や水分を拭き取るマットを設置するなど
- 危険箇所の凍結防止…危険箇所の除雪、凍結防止対策など
- 4S…通路等の整理、整頓、清掃、清潔また、滑りやすい場所（横断歩道の白線、マンホール・側溝のふた等）の周知、滑りにくい靴でゆっくり歩くことなど、日常の転倒防止策を共有しておくことも有効です。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置

所得税は原則として最高45%の累進課税方式が採用されていますが、株式や不動産などの譲渡に係る所得については分離課税として15%の所得税が課税されます。税負担の公平性を確保する観点から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象として、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が令和5年度税制改正で導入されました。

この措置は令和7年分の所得から適用されるもので、①通常の所得税額と、②合計所得金額から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に22.5%を乗じた額を比較し、②の金額が①の税額を超える場合に、その超える額を申告納税するというものです(算式参照)。

算式

- ①通常の所得税額
②(合計所得金額 - 3.3億円) × 22.5%
→②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

このとき②の合計所得金額は、総所得金額及び株式や土地・建物の譲渡といった分離課税の各種所得金額

豪華社宅とは

役員に社宅を貸与する場合、賃料相当額を受け取っていれば、給与として課税されません。賃料相当額は、その社宅の床面積により小規模な住宅とそれ以外の住宅に分け、一定の計算式で計算します。ただし、その社宅が社会通念上一般に貸与されている社宅と認められない、いわゆる「豪華社宅」の場合、通常支払うべき使用料に相当する額が賃料相当額になります。

豪華社宅か否かは、床面積が240m²を超えるもののうち、取得価額や支払賃料の額、内外装の状況など各種の要素を総合的に勘案して判定します。床面積が240m²以下であっても、一般的な賃貸住宅などには設置されていないプールなどの設備や、役員個人のし好を著しく反映した設備などがあるものについては、いわゆる豪華社宅に該当することになります。

を合計したものといいます。退職所得も含めて判定することも注意点です。なお、確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。ただし、スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外になります。また、その年分の所得税について適用する特別控除額を適用した後の金額になります。

この制度の適用の有無と税額の計算については、「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼 税額計算書」を用います。なお、予定納税の減額申請手続きをする場合にも同じ計算書を使用しますが、申告納税見積額の計算では退職所得金額は含まないこととされています。



12月の税務 ピックアップ 固定資産税の納税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産などの固定資産を所有している人にかかる市町村税です。

固定資産税を納める時期は、自治体によって異なりますが、東京都23区の場合は、6月・9月・12月・2月の年4回です。口座振替、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどのキャッシュレス納税をすることができる自治体も多くあるようです。

固定資産税は1月1日現在、固定資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている人が、固定資産税の納税義務者になります。したがって、仮に1月2日以後に所有権の移転が行われても、納税義務者は変更されません。不動産の売買などの際に固定資産税を日割りなどで精算することができますが、これは法律上規定されているものではなく、あくまでも売買などの当事者間の合意により行われるものです。